

## 学 則（介護福祉士養成施設に於ける実務者研修）

### （設置目的）

第1条 介護福祉士養成校として、介護福祉士を目指す者に対して、より専門的な、質の高い介護技術や福祉・医療の知識を習得するための研修とすることを目的とし、地域社会に貢献する。

### （名称）

第2条 『四国学院大学専門学校介護福祉士実務者養成研修センター（通信制）』

### （位置）

第3条 香川県三豊市高瀬町下勝間 2516-4

### （修業年限）

第4条 ①4月～9月(6ヶ月) ②7月～12月(6ヶ月)

但し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条第3号に規定する者においては、1ヶ月以上とし、下記有資格者については、定員に満たない場合追加募集を行うことがある。

### 有資格者の受講期間

介護職員初任者研修修了者	4ヶ月
訪問介護員研修1級修了者	2ヶ月
訪問介護員研修2級修了者	4ヶ月
介護職員基礎研修修了者	1ヶ月

### （入所定員・学級数）

第5条 受講定員及び学級数 50名1学級

### （養成課程・履修方法）

第6条 介護福祉士実務者養成研修（通信制）とし、通信学習(レポート添削)による課題の修了と、スクーリングによる講義・演習を修了すること。授業時間数と科目の一覧は別表「授業時間数と科目一覧」の通りとする。

### （休業日）

第7条 休業日は、土曜日、日曜日、祝祭日、創立記念日(11月11日)及び1月1日から1月3日とする。ただし、本校が必要があると認めるときには、休業日に授業を行うことができる。

### （入所時期）

第8条 入所時期は4月1日、7月1日とする。

### （入所資格）

第9条 介護福祉士の資格取得を目指す者であって、願書の提出及び受講料が納付されていること。

### （入所者の選考）

第10条 受講願書を受理した者の中から、介護福祉士の資格取得を目指し、スクーリングが可能な者とする。但し、定員に達した時点で受付は終了する。

(入所手続)

第 11 条 受講願書に必要な事項が記載され、介護に関する研修を修了している場合には、修了証明書を添付して提出し、科目免除の承認を得ることができる。

(退学・休学・復学)

第 12 条 退学・休学・復学を希望する者はその理由を記した書面で提出し、本校の許可を得る。

2 休学は疾病、勤務先の事情及び家庭等のやむを得ない理由の場合に限り認める。

(在籍期間)

第 13 条 研修開始日より起算して、3 年を超えて在学することはできない。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 14 条 通信による添削、スクーリングによる演習・実技の科目ごとに習熟度の評価を行い、全ての科目において合格認定された者に対して本研修の修了を認定する。

2 通信については提出された試験式設問課題で、100 点満点のうち 60 点以上をもって合格とする。

3 スクーリングについては、全日出席でなければ修了を認定しない。

4 スクーリング(医療的ケア)については、それぞれ 5 回目の演習で全項目の 9 割以上ができれば合格とする。

5 各科目の評価結果について、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行う。

(受講料)

第 15 条

	通信(時間)	スクーリング(時間)	授業料(税込)
無資格者	405	55	180,000
介護職員初任者研修修了者	275	55	128,000
訪問介護員研修修了者 1 級	50	55	38,000
訪問介護員研修修了者 2 級	275	55	128,000
訪問介護員研修修了者 3 級	375	55	168,000
介護職員基礎研修修了者	50	10	20,000

2 一旦納入された受講料については、原則として返金しない。

3 テキスト代は実費とする。

4 本校実習指定施設の職員の方が受講する場合、3 万円の割引をする。(但し、無資格者・初任者研修・訪問介護研修 2 級・3 級修了者に限る)

5 四国学院大学及び学校法人瀬戸内学院が設置する学校の卒業生、教職員、及びその家族(配偶者、親子兄弟)が受講する場合、3 万円の割引をする(但し、無資格者・初任者研修・訪問介護研修 2 級・3 級修了者に限る)

6 四国学院大学在学学生については学生割引として受講料を半額とする。

(教員の組織)

第 16 条 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別は別紙「講師一覧表」のとおり。

(未修了者の取扱方法)

第 17 条 3 年間を限度として、新たに開講される実施期間の定員に空きがある場合に限り、再履修を受付ける。この場合には、受講料は無料とする。

2 個別での補講が可能と判断される場合には実施する。この場合には、1 時間当たり受講料 2,000 円(税込)を徴収する。

(賞罰)

第 18 条 講義を妨げる等の行為があった時、受講をさせないことがある。

(その他)

第 19 条 修了証書を紛失・毀損した場合は、本人からの申請により 300 円(税込)で再発行する。

(制定改廃)

第 20 条 本学則の制定改廃は、学校法人瀬戸内学院理事協議会の議を経て行う。

附 則

1. 本学則は、2013 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本学則は、2016 年 8 月 8 日改定し、施行する。
3. 本学則は、2017 年 4 月 1 日改定し、施行する。
4. 本学則は、2020 年 3 月 25 日に改定し、2020 年 4 月 1 日から施行する

## 別紙 講師一覧表

	氏名	専任・兼任の別	担当科目
学 長	西谷 清美	兼任	
基幹教員	小林 武司	専任	介護過程Ⅲ
	近藤 益弥	専任	医療的ケア
	近石 純子	専任	介護過程Ⅲ
事務職員	楠本真奈美	専任	